

## ○ 大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱

昭和53年4月18日大分県告示第398号  
最終改正 平成19年5月11日大分県告示第545号

大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱を次のように定める。

### 大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等を定める告示(昭和39年大分県告示第481号)第6に基づき、共同企業体の要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の要件)

第2条 大分県が発注する工事(以下「県工事」という。)を共同請負する目的で共同企業体を結成するときは、当該共同企業体は、次の各号に該当するものでなければならないものとする。

一 共同企業体を構成する建設業者(以下「構成員」という。)は、県工事に係る競争入札参加者の資格を有する者であること。

二 共同企業体の構成は、原則として2社とする。ただし、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる大規模工事において、契約担当者が特に必要と認める場合は3社とすることができる。

三 構成員の代表者(以下「代表者」という。)は、級別格付が同一の者の間ではより大きな施工能力を有する者、級別格付が異なる者の間では上位の等級の者であること。

四 共同企業体の形態は、共同施工方式(甲型)とし、原則として各構成員が対等の立場で、一体となつて施工するものであること。この場合において、1の構成員の出資比率は均等割に10分の6を乗じたもの以上のものであり、かつ、代表者の出資比率は構成員中最大のものであること。

五 構成員は、同一工事において、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものであること。

2 前項に規定するもののほか、発注する工事に関する共同企業体の構成員の技術的要件等は、契約担当者が定める。

(競争入札参加資格委員会等の意見聴取)

第3条 契約担当者は、前条第2項に規定する技術的要件等を定めるときは、あらかじめ、競争入札参加資格委員会(指名競争入札に付す場合においては指名委員会)の意見を聴くものとする。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(公告)

第5条 契約担当者は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

一 共同企業体により競争を行わせる工事である旨

- 二 工事名
- 三 工事場所
- 四 工事の概要
- 五 共同企業体の競争入札参加資格の確認に関する事項
- 六 共同企業体の構成員の数、組合せ、結成方法、出資比率、存続期間、代表者要件及び構成員の要件
- 七 競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明に関する事項
- 八 その他必要と認める事項

(競争入札参加資格の確認)

第6条 競争入札(次条に定める要件設定型一般競争入札を除く。)の参加資格の確認を受けようとする共同企業体は、共同企業体競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に建設工事共同企業体協定書(第2号様式)(以下「協定書」という。)の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により申請書が提出されたときは、審査を行い、その結果を申請書を提出した代表者に書面により通知するものとする。

(要件設定型一般競争入札参加資格の確認)

第7条 要件設定型一般競争入札(あらかじめ設定された要件に該当し、競争入札参加資格を有する者が参加できる入札をいう。)に参加しようとする共同企業体は、入札時に協定書の写し及び契約担当者が定める競争入札参加資格を有することを証する資料(以下「資料」という。)を契約担当者に提出しなければならない。

2 契約担当者は、入札後最低の価格で入札した共同企業体(当該共同企業体が競争入札参加資格を満たしていない場合は、次に低い価格で入札した共同企業体とし、以下同様とする。)について、前項の規定により提出された協定書及び資料に基づいて競争入札参加資格の審査を行い、その結果を代表者に書面により通知するものとする。

(競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明)

第8条 前2条の規定により競争入札参加資格がない旨の通知を受けた代表者は、第5条の規定による公告(以下「公告」という。)に示された期限内に、競争入札参加資格がないと認められた理由について、契約担当者に説明を求めることができる。

2 前項の規定により理由の説明を求めようとする者は、その旨を記載した書面を、持参により提出しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の規定により理由の説明を求められたときは、原則として、公告に示された期限の翌日から起算して8日以内に、理由の説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

(共同企業体の存続期間)

第9条 県工事に係る契約の相手方となつた共同企業体は、当該工事の完了後3月以上存続するものとする。共同企業体の存続期間満了後において、当該工事につき担保責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

2 当該工事につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかつたものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(要綱に定めのない事項)

第10条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

共同企業体競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所  
代表構成員 商号又は名称  
代表者又は受任者

㊟

共同企業体 住 所  
構 成 員 商号又は名称  
代表者又は受任者

㊟

年 月 日付で公告のありました\_\_\_\_\_工事に係る競争参加資格  
について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 競争入札参加資格（入札参加希望要件）状況表
- 2 同種の工事の施工実績
- 3 主任（監理）技術者等の資格・工事経験
- 4 施工計画（施工計画審査型の場合のみ）
- 5 建設工事共同企業体協定書

第2号様式（第6条関係）

## 建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分県発注による \_\_\_\_\_ 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地） \_\_\_\_\_ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ 年 月 日に成立し、その存続期間は、第1条に規定する工事の完成後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） \_\_\_\_\_ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、入札及び見積りに関する一切の権限、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

（商号又は名称） \_\_\_\_\_ %

（商号又は名称） \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までを準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代表者

①

商号又は名称

代表者

①